

ウクライナ避難民救援義援金募集要綱

1. 趣旨 佐賀県では、ロシアのウクライナへの軍事侵攻により、佐賀県にウクライナから避難された方を救援するため、ウクライナ避難民救援義援金を募集する。
- なお、県内への避難民がない場合については、日本赤十字社を通じてウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動の支援に充てられる。

2. 義援金の名称 ウクライナ避難民救援義援金

3. 受付期間 令和4年3月14日（月）から令和4年12月28日（水）まで

4. 義援金の配分 集まった義援金については、「ウクライナ避難民救援義援金佐賀県配分委員会」において、佐賀県への避難民への配分額を決定する。
- なお、決定についてはメール合議で対応することができるものとする。

5. 実施主体 佐賀県

6. 義援金受入口座

佐賀県

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 3074492	佐賀県健康福祉部社会福祉課

7. 現金受付窓口 佐賀県健康福祉部社会福祉課

8. 税制優遇措置及び受領書等について

佐賀県で受付した義援金は、税制優遇措置の対象となる。受領書を発行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。